

別添： （一財）日本鯨類研究所、共同船舶株式会社の見解

我々日本鯨類研究所と共同船舶は、国際捕鯨取締条約（ICRW）の締約国政府である日本政府が、条約第8条のもとで付与する特別許可を受けて、南極海で鯨類捕獲調査を実施しています。その科学調査活動の内容は、毎年国際捕鯨委員会科学小委員会（IWC/SC）の年次会合で報告するほか、IWC/SC の主催する専門家によるレビュー会合において評価を受けています。

このような調査活動であるにもかかわらず、法的になんら権限を持たない民間の反捕鯨団体であるシー・シェパード（SS）から、2005年以來、毎年のように、調査船への異常接近、調査船の船首付近でのワイヤーやロープの投擲（プロペラへの巻き付きによる航行能力の停止）、酪酸や塗料のビンのランチャーを用いた投擲、レーザー光線の照射などの調査妨害を受け、これに加えて、妨害船自らが調査船に体当たりするなどして、調査船とその乗組員への嫌がらせと生命の安全に影響を及ぼす行為を行っています。これらの妨害は、一歩間違うと、死者や船舶の沈没など大事故にまでなりかねない危険な行為です。さらに、我々の調査活動自体にも大きな影響を与えています。

このため、我々は、2011年にSSの本部（SSCS）のある米国において、このような調査妨害の永久差止を求めて、ワシントン州地方裁判所に提訴して、現在に至っています。

調査妨害がエスカレートし、我々の乗組員や調査船が危険な状況におかれ、早急な対策が必要となったため、裁判で永久差止が審理されるまでの一時的な保護を求めて、仮差止も提起しました。その結果、日本の高等裁判所にあたる第九巡回控訴裁判所において、仮処分命令が発出されました。

この命令は、

「日本の調査船やその乗組員を物理的に攻撃すること、また、船舶の安全な航行を脅かすような方法で航行することを禁じ、公海を航行中に、日本の調査船に500ヤード（約457メートル）以内に近づいてはならない」

としています。しかし、SSCSはこれを無視し、当方からの命令遵守の要請にも、従おうとせず、命令違反となる調査妨害を幾度となく繰り返しました。我々は、この行為はSSCSの法廷侮辱にあたるとして、裁判所に申し立てたところ、第9巡回裁判所はSSCSやその理事らを法廷侮辱と判断し、2014年12月19日にSSCS側に賠償命令を下しました。

これ以後、SSCS側と当方で交渉をかさね、ここに示談が成立、合意書に署名しました。今回の合意内容は、第九巡回裁判所が裁定した法廷侮辱の損害に限るものであり、我々が目

指しているSSCSによる妨害の永久差止を求める本訴に影響を及ぼすものではありません。当方としては、この裁判の目標は、「調査船団が妨害をうけることなく、安全に航海し、調査活動に従事すること」であり、裁判が結審するまでの間、妨害差止の仮処分を下した第9巡回裁判所の判断ならびにその違反による法廷侮辱の判断に対して、さらに、SSCSが法廷侮辱を不服として上告した最高裁判所の判断についても、歓迎するとともに、これらの判断が当面の、そして将来にわたっての、理不尽な調査妨害への抑止につながることを期待するものです。

以上